

11. 中・東欧諸国のEU加盟と経済構造改革の評価に関する調査研究

1. 調査研究の目的

中・東欧諸国の経済は、ポーランド、ハンガリー、チェコなど中欧諸国を中心におおむね好調に推移している。これら諸国はEU加盟準備を通じて政治・経済基盤の西欧への一体化を積極的に推進しており、EU加盟に備え、自国の法律やスタンダードをEU基準に適合させるとともに経済構造改革にも取り組んでいる。

しかし、経済構造改革については、予算の制約や失業の増大といったさまざまな困難に直面しており、本格的な改革は各国がこれから本腰を入れて取り組まなければならない課題となっている。こうした経済構造改革への取り組みとその成否が、当該国の今後の経済の行方を大きく規定するとともに、EU加盟交渉の進捗に大きな影響を与えることになるものと思われる。

一方、こうした中・東欧地域の変化に対し、欧米企業はすでにこれら市場への動きを活性化させてきたが、日本企業の全欧州を視野に入れたビジネスネットワーク作りは出遅れており、今後、中・東欧における環境変化も踏まえた、西欧との連携の中で捉えた対応が必要となっている。

以上のような問題意識から、本調査研究では、「研究会」の設置などにより、欧州の東方への拡大を戦略的に捉え直すとともに、移行10年の中・東欧諸国の経済構造改革の評価を行い、あわせてEU加盟準備の進展と課題等について検討した。

2. 調査結果の概要

本報告書は5章で構成されている。第1章「欧州の東方への拡大と中・東欧」においては、欧州の東方への拡大、中・東欧諸国の体制移行の動きを歴史的に溯って捉え直すとともに、今後の日本の対中・東欧アプローチのあり方等について考察した。第2章「移行経済10年の検証」では、体制崩壊までの各国初期条件の違いやその後の構造改革政策の相違によって改革に差が出てきたことを検証し、移行経済での構造改革政策の「理想型」を模索した。第3章「EU拡大の新段階」では、中・東欧諸国の加盟準備、交渉の進展について概観するとともに、南東ヨーロッパ安定化の観点から加盟交渉国拡大に踏み切ったヘルシンキ会議の意義について考察した。第4章「EU拡大と中・東欧諸国の対応」では、ポーランド農業に焦点を当てて加盟準備の動きや課題を具体的に考察した。また、第5章「欧州復帰を目指すバルト諸国」では、リトアニアに焦点を当てて、経済の現状、NATOやEU加盟の動きなどを分析した。

(1) 欧州の東方への拡大と中・東欧

ポスト冷戦期の 1989 年以降、日本の中・東欧に関する地政的認識は欧米におけるそれとはかなり異なっていた。日本で中・東欧の体制移行が歴史的欧州文明の再生と読めなかった理由としては、日本の国際認識の甘さ、歴史観の欠如、研究機関の欠如、などが考えられる。欧州の欧州性の起源はローマ法に求められ、EU のマーストリヒト条約にも欧州共通原則（アキ・コミュニテール）として受け継がれている。しかし、同条約は同時に多様な文明を持つ東方への EU 拡大を決定した。このため EU では、中・東欧諸国が EU に加盟する前提として、政治的自由の保障や市場経済制を基盤にする市民社会の確立などを求めている。

中・東欧諸国で変革が始まると、西側からは PHARE などによる経済支援にとどまらず、積極的な知的支援が行われた。欧州企業は幅広いビジネスチャンスを獲得して積極的に進出し、欧州協定による無関税体制がこれを支えた。米国も国内に多数の中・東欧市民を抱えているという事情もあって、冷戦後は経済的にも中・東欧問題に積極的にかかわっている。日本はプレゼンスを欠いた過去数年の空白が大きい、90 年代半ばから製造業を中心に中・東欧市場への関心が高まってきた。今後、中・東欧諸国で新しいビジネスを考える場合、これら諸国が過去 10 年間に到達した産業構造の変化などを踏まえ、従来とは抜本的に異なるアプローチを検討することも必要になってきている。

(2) 移行経済 10 年の検証

中・東欧諸国（CIS を含む）は移行前の社会主義国時代の各国経済初期条件が大きく異なっており、それがその後の経済改革過程で大きな差を生む原因になった。移行期に入ると、産業構造の変化（チェコなどの遅れ）、民営化（チェコのバウチャー方式とハンガリーの外資売却方式の相違）、経済の自由化（チェコのマネタリスト的金融政策の挫折、ポーランドの急進的自由化の成果）、企業経営手法と意識の問題、金融面での問題（ハンガリーと、旧社会主義時代の金融構造からの転換が困難であったその他中・東欧諸国の相違）、外国直接投資（大規模の外国投資誘致に成功したハンガリー）等の面で国によって大きな差が生じた。その過程で、所得格差、失業等の社会問題や政治的な揺り戻しがみられた。移行国が「理想的」な移行を行うためには、政治的な自由、経済の意思決定の分散化とともに、組織面での環境整備、段階的な自由化の実施、法整備、外国直接投資の環境整備、国際金融機関の支援方針の再検討等が前提条件となる。

(3) EU 拡大政策の新段階

93 年 6 月のコペンハーゲン EU 首脳会議は、中・東欧諸国の EU 加盟条件として、政治基

準と経済基準を打ち出した。EUの評価によれば、中・東欧諸国の民主化の進捗はおおむね肯定的に評価されている。また、経済基準についても改革先進国については「機能する市場経済」と認定されている。EUは欧州協定、加盟パートナーシップの枠組みの下で加盟申請国の加盟準備を支援しており、支援プログラムとしてPHARE、ISPA、SAPARDによる援助を行っている。現在、加盟交渉第一陣の6カ国との間で加盟交渉が行われており、31の交渉項目のうち11～12項目について交渉が終了している。99年12月のヘルシンキ会議は加盟交渉国を新たにブルガリア、ルーマニア等に拡大することを打ち出した。これはEU拡大が欧州全体の安定化という政治目標に寄与する重要な手段として位置付けられたことを意味し、EUの拡大政策への取り組みが変わったことを内外に知らせるものとして重要な意味を持つ。

(4) EU拡大と中・東欧諸国の対応

ポーランド農業は加盟パートナーシップに記載された短期目標、中長期目標に沿って加盟準備を進めている。短期目標に掲げられた法律のハーモナイゼーションや機構改革等の面ではかなりの進捗がみられた。中長期的課題である農業構造改革についても精力的に取り組んでいるものの、目に見えた成果はあがっていない。ポーランド側は2000年に始まる農業交渉に自信を持っているが、EU加盟のためには農業構造改善は引き続き最大の課題である。

(5) 欧州復帰を目指すバルト諸国

リトアニア経済は、マクロで見ると良い方向に向かっているが、首都と地方では大きな格差があり、また、国営企業の困難な経営実態を見ると、EU加盟は2000年も相当入ってからでないと困難との印象を受ける。当面の最大の国家目標であるNATO加盟については、一時的にロシアとの関係が緊張を帯びたものになるうが、いずれ可能になると考えられる。いずれしても、リトアニアをはじめとするバルト諸国の欧州への統合プロセスは不可逆的な流れである。